



浦添市予算執行委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 24 日

浦添市長

松本哲也

浦添市規則第 26 号

## 浦添市予算執行委任規則の一部を改正する規則

浦添市予算執行委任規則（昭和55年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表支出負担行為（実施伺いを含む。）の部需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費の項中「50万円未満」を「100万円未満」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の浦添市予算執行委任規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。